2023 年 6 月 13 日

口腔顔面痛認定医を目指している先生方へ

一般社団法人　日本口腔顔面痛学会
理事長　松香芳三
専門医等認定委員会委員長　山崎陽子

口腔顔面痛認定医試験に関する新たな条件を、理事会の議を経て加えましたので案内します。

１．AHA-BLS、診断実習セミナー、精密触覚機能検査講習の救済措置終了について

AHA-BLS、診断実習セミナー、精密触覚機能検査講習の未受講者救済措置は、新型コロナウイルス感染症の収束傾向を踏まえて 2024 年以降の試験では行いません。

なお AHA-BLS は全国で行われており大都市では毎日受講可能です。精密触覚機能検査講習は今秋の学会の会期前日夕刻（11 月 17 日）に会場近辺で計画されています（ただし計画段階)。

２．認定医の研修の資質向上

診断実習セミナーと精密触覚機能検査講習という、本学会の提供する口腔顔面痛診断に関する講習を受講せずに正しい口腔顔面痛診断を行うことは困難です。過去の認定医受験生の提出症例から、これらを受講していないために一般歯科診断はできても口腔顔面痛診断能力が不十分な受験生が散見されます。そこで早期の受講と資質向上を強く求めることとします。

2025 年 4 月 1 日以降の試験では、以下の症例提出を求めます。

1）認定医試験に係る認定症例を、30 例はリストにて一覧表示とする。

2) 30 例のうち診断実習セミナーと精密触覚機能検査受講後の 10 症例の詳細を提出する。

3）詳細を記載した 10 例のうち 5 例は非歯原性歯痛とする。

※ 2024 年の試験は努力義務とします。口腔顔面痛診断の視点からの提出症例チェックは例年通り行います。

※ 本条件に関する細則等の変更は今後行います。